

# 第 14 回士別市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 28 日

士別市農業委員会

## 第 14 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 28 日 (月曜日)  
午後 1 時 30 分開会  
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 市民文化センター 会議室 1

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |       |         |                             |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可の取消について     |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について             |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について  |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について      |

---

### 出席委員 (27 名)

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 工 藤 修 一 君 | 2 番  | 木 下 一 彦 君 |
| 3 番  | 寺 崎 徳 仁 君 | 4 番  | 森 野 良 次 君 |
| 5 番  | 酒 井 直 樹 君 | 6 番  | 鈴 木 茂 樹 君 |
| 7 番  | 古 市 光 敬 君 | 8 番  | 永 峯 健 一 君 |
| 9 番  | 鈴 木 淳 一 君 | 10 番 | 阿 部 秀 範 君 |
| 11 番 | 渡 辺 亨 君   | 12 番 | 梅 津 宣 保 君 |
| 13 番 | 山 下 篤 君   | 14 番 | 本 間 一 明 君 |
| 15 番 | 柳 眞由美 君   | 16 番 | 松 井 薫 君   |
| 17 番 | 鈴 木 庄一郎 君 | 18 番 | 古 川 昇 君   |
| 19 番 | 大 崎 陽 司 君 | 20 番 | 中 山 義 隆 君 |
| 21 番 | 十 河 謙 一 君 | 22 番 | 栗 本 勝 君   |
| 23 番 | 安 念 としよ 君 | 24 番 | 櫻 田 三 央 君 |
| 25 番 | 齊 藤 哲 郎 君 | 26 番 | 新 田 康 仁 君 |
| 27 番 | 上 野 浩 二 君 |      |           |

---

出席説明員（4名）

事務局長	林	秀	忠	君	
副 長	大	懸	保	司	君
副 長	小	林	泉	君	
主任主事	松	本	奨	悟	君

---

4. 会議の概要

（午後 1時30分 開会）

●議長（上野浩二君）

第14回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は、全員であります。直ちに会議を開きます。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、25番 齋藤哲郎委員、26番 新田 康仁委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第1、報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●

番号2番、相続人、●●●● より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第2、報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の規定による許可に係る許可取消願の提出がありました

ので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、許可年月日、令和7年6月26日、指令番号3-3号、取消理由、権利設定に係る土地地番の記載に錯誤があったための許可取消願です。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、許可年月日、令和7年6月26日、指令番号3-4号、取消理由、権利移転に係る土地地番の記載に錯誤があったための許可取消願です。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、これで報告第2号は終了いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南町西4区、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積3,021㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、田、現況、宅地、面積431㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積63㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、南町東4区、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積781㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

いずれの案件につきましても、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地として利用されている土地です。

現地確認につきましては、調査内容欄に記載のとおり、実施しております。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を会長職務代理者に交代します。

（議長交代）

●議長（工藤修一君） 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地の権利移転等許可の可否について、ご審議願います。

番号1番、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積1,631㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積128,996㎡、契約の内容は使用貸借であり、法人構成員より農地を借り受けるものであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積12,898㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて事業の拡大を図るものであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積1,918.49㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、畑、面積1,259㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（工藤修一君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号5番について上野委員の発言はご遠慮願います。

(「なし」の声あり)

- 議長(工藤修一君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(工藤修一君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
審議が終了しましたので、議長を交代します。

(議長交代)

- 
- 議長(上野浩二君) 次に、日程第5、議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局(小林 泉君) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請するため、促進計画案について審議し、案のとおり認可申請されれば即日公告できるよう決定を求めます。

番号1番から番号12番は農地売買等事業による即売り案件であります。

番号1番、2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外4筆、地目、畑、面積103,475㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号3番、4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積96,139㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号5番、6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外7筆、地目、畑、面積106,956㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号7番、8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積97,966.06㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号9番、10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積41,469.34㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号11番、12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、田、面積21,497㎡、対価、反当り、田●●円で●●円。

続きまして、番号13番から番号20番は農地売買等事業による貸付タイプ、公社への売り渡し案件であります。

番号 13 番、渡人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 47,327 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 14 番、渡人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・用悪水路、面積 44,461 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円。

番号 15 番、渡人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 9252 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号 16 番、渡人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 18 筆、地目、田・畑、面積 100,976.34 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 17 番、渡人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 37,471 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号 18 番、渡人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 55,430 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 19 番、渡人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 26,911 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 20 番、渡人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 18 筆、地目、田・畑、面積 178,211 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

以上、20 件の案件についてご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

（「なし」の声あり）

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 6、議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 議案第 4 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。

令和元年10月に農業委員の不祥事が発生したことを受け、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を年1回以上実施することとされております。

農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。士別市農業委員会においても法令遵守の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するため、本決議を実施するものであります。

決議内容について、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を朗読いたします。

(別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」朗読)

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第14回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)